

第3章 山東省進出日系企業の現状と課題

藤原貞雄

第1節 中国における日系企業の現状

(1) 直接投資概観

1978年12月、中国は「4つの近代化」政策を決定したが、それには巨額の資金とすすんだ外国技術とさらに農工業生産を急速に引き上げる政治経済的システムの改革を必要としていた。中国は、資金だけでなく経営管理技術を含む広範囲の技術移転を期待して、直接投資を受け入れるために79年7月中外合資経営企業法を公布するとともに広範囲にわたって市場メカニズムを導入した。「経済特区」を広東省深圳、珠海、汕頭、福建省廈門の4地区に建設することも決定した。その後、中国経済は政策調整期間に入り、巨大プロジェクトの見直し、行政、工場、賃金などに関して広範な制度改革を推進し、1982年9月の共産党第12回大会は今世紀中に農工業生産を4倍化する計画を承認した。

中外合資経営企業法の施行後、関連法令の整備がすすめられ、同法実施条例も83年9月に施行され、84年3月には特許法が公布された。11月には、経済特区および新たに外国企業に開放された沿岸14都市の企業所得税およびその減免税制度が確立した。

80年代後半からは、外国資本導入政策は加速され、85年3月には「工業所有権の保護に関するパリ条約」に正式加盟、86年1月には「中外合資経営企

業法実施条例」を改正し、合弁期間を延長し、88年1月には趙紫陽総書記が「沿海地区経済発展戦略」を打ち出した。しかし、89年6月民主化運動に対する天安門武力弾圧事件が発生、外資導入政策は米欧日の民主化抑圧に対する制裁措置が取られたために頓挫することになった。しかしそれは一時的なものにとどまり、91年にはいると政策回復の歩みは速まった。

この間の外国からの直接投資契約額は、中国側資料によれば表1に示されるように、341億ドルである。そのうち60.8%、207億ドルが香港・マカオからの投資であり、日本からの投資は米国の11.9%、40.6億ドルに続いて第3位の8.4%、28.5億ドルである。

中国の直接投資統計を見る上では、統計作成上の作業について不明なところ

表1 対中直接投資の国別内訳

(単位：件、百万ドル)

	1988年		1989年		1979～1989年	
	件数	金額	件数	金額	件数	シェア%
香港・マカオ	4,770	3,583.1	4,244	3,243.6	20,733.9	60.8
日本	237	275.8	294	438.6	2,854.8	8.4
米国	269	368.4	276	640.5	4,055.5	11.9
英国	21	41.6	19	31.8	519.2	1.5
西独	232	47.2	19	148.8	503.4	1.5
フランス	12	23.0	11	9.6	363.5	1.1
オランダ	5	153.1	10	17.7		
イタリア	15	10.6	9	60.9	270.9	0.8
シンガポール	105	136.6	78	111.1	647.5	1.9
タイ	29	37.7	30	56.8		
マレーシア	9	5.2	8	2.7		
フィリピン	22	7.3	12	4.7		
カナダ	31	39.5	25	42.3	269.8	0.8
オーストラリア	20	17.4	27	83.6	283.0	0.8
その他	168	548.6	717	707.0		
世界	5,945	5,295.1	5,799	5,599.7	34,098.7	100.0

資料：三菱総合研究所編『中国合弁企業一覧』1991年版
原資料『中国対外経済貿易年鑑』

ろが多いことを別にしても、種々留意すべき点が多い。

中国の場合、直接投資の数値は国際収支統計上はつかめず、『中国対外経済貿易年鑑』の発表によるものが唯一である。そこでの直接投資は、「合弁企業」、「合作企業」、「独資企業」、「石油開発」の4つのカテゴリーに分かれている。1979—88年の10年間の投資（契約ベース）を見ると、次のようになっている。

合弁企業	98.7(億ドル)	36.9 (%)
合作企業	124.7	46.6
独資企業	29.3	10.9
石油開発	14.9	5.7
総 額	267.6	100.0

独資企業とは、100%外資企業であり、石油開発は、利権協定に基づく共同開発である。最大の比率を占める合作企業とは、要は外国企業が中国で中国の企業や機関と共同して経営する形態で、日本では業務提携や技術提携等に当たるもので、一定比率以上の出資を含まないかぎり直接投資のカテゴリーに入らない。合弁企業は共同出資をとめない、直接投資カテゴリーに含まれるものである。合弁企業と合作企業とでは適用法令が違うのはもちろん、組織、出資、利益配分、投資回収、納税などすべて異なっている。それは次頁の表2に示すことができる。

次に各年度の契約額と実行額にはかなりの差があることに注意が必要である。たとえば1979—88年の10年間では契約額に対する実行額の割合は42.9%にすぎない。以後はやや上昇して、1989年の契約額55億9976万ドルに対して実行額は33億9257万ドル、1990年の契約額65億9600万ドルに対して34億8700万ドルである。つまり89年の前者に対する後者の比率は60.6%、90年は52.9%である。いずれにせよ、90年までの直接投資契約額は406億9400万ドルであり、このうち212億ドルは87年以後4年間の投資である（いずれ

表2 合併企業と合作企業の相違

	合 併 企 業	合 作 経 営 企 業
適 用 法 規	中外合資経営企業法（1979年7月、 全人代公布） 中外合資経営企業法実施条例（1983 年9月、国務院公布） 同実施条例第100条改正（1986年1 月、国務院改正）	中外合作経営企業法（1988年4月、 国務院公布）
組 織 形 態	法人格をもつ有限責任会社	法人格をもつ組織 法人格をもたない組織
権 利 と 義 務 (企業の構成原則)	合併当事者が取り決めた出資比率に 応じて、収益分配・リスク・債務分 担・事業清算時の残余財産分配等を 負担する	収益分配・リスク・債務分担・事業 清算時財産分配等は各当事者が契約 書に規定。出資比率とは無関連。債 務には連帯責任
投 資 形 式	各当事者が現金（外資、人民元）、 土地使用権、建物、機械設備、工業 所有権などを投資。登録資本に占め る外国企業の投資比率は一般には25 %を下まわらない。	各当事者が現金（外資、人民元）、 土地使用権、建物、機械設備、工業 所有権などを投資するが、法人格を 有しない組織では法人財産を形成せ ず、出資比率の計算もない
利 益 の 分 配	粗利益から企業所得税・企業内留保 基金を控除後、純利益は各当事者の 登録資本の比率に応じて分配	各当事者間の契約による。納税後の 利益分配あり、納税前の生産物・営 業収入分配もある
投 資 の 回 収	合併期間満了前に登録資本の減額・ 回収はできず、合併当事者が清算後 の残余財産から投資資金を回収する	事業期間満了時までに投資の回収と 利子の支払いを受ける。満了後は中 国側の所有となる
清算(資産の処分)	合併期間満了時の債務清算後の残余 財産（簿価または時価で計算する純 資産）を出資比率により分配	事業期間満了時、一般的に外資側は 契約に基づいて中国側にすべての資 産を譲渡する
組 織 機 構	董事会（取締役会）を置き、その人 員・構成は当事者間の協議により契 約および定款に明記される。董事会 の職権も定款の規定による	董事会もしくは共同管理機関を設置 し、契約またはその職権・議事規制 は契約または定款の規定により決め られる
契 約 期 間	合併の各当事者は契約の中で合併期 間を決めることも、また合併期間を 決めないこともできる	事業当事者が協議し、かつ合作経営 企業契約に明記する
法 人 所 得 税	中外合資経営企業所得税法にしたが い、所得にたいする税率は30%、ほ かに所得税額の10%に当たる地方所 得税を付加税として徴収、合わせて 33%（30%+30%×0.1）	法人格をもつ組織は中外合資経営企 業所得税法を適用。法人格をもたな い組織のばあいには、外国企業所得 税法にしたがい所得税（所得金額に 応じて20～40%）、ほかに所得税額 の10%を地方所得税として徴収
利 益 送 金 課 税	利益送金時に送金の10%徴収	法人格をもつ組織のばあい、利益送 金の10%徴収、法人格をもたない組 織のばあい、利益送金にたいし納付 を必要としない

資料：上野秀夫『中国と世界経済』中央経済社、1990年、52頁

も資料は表1に同じ)。そして累計契約額のうち183億ドル前後が実行されたと考えてよい。

以上の点を考慮しても、この2、3年の数値はきわめて大きいものである。アジア地域では中国は、猛烈な外資進出ブームに湧くタイに次ぐ投資受け入れ国になっている。1988年をとればタイは、156億ドルと中国の3倍の投資を受け取ったが、中国は、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、フィリピンの合計よりも大きな投資額を受け取っていた。

同時にこれらの投資の半分が、他のアジア諸国と異なり、ここ数年の経験しか持ち合わせないことにも留意が必要であろう。つまり本章との課題との関連でいえば、これら外国投資が中国に与える影響もかなり未成熟なものだということであり、それだけ分析に値する数値も得ることが困難だということである。

(2) 日系合弁企業の現状

中国における外資系企業は、表3に示されるように、約2万9000千社にのぼる。1980年代前半までは圧倒的に合作企業が多かったが、後半からは合弁企業が増加し、さらに90年には独資企業が合弁企業の半数近くまで増えたことが大きな特徴である。その理由は、後述するようにひとえに中国側の政策の変化がもたらした経営環境の変化によるものである。

残念ながら、この2万9000社についての詳細は分からない。稲垣清氏は、合弁企業1万6000社あまりの内、香港・マカオからの投資による企業が8割以上、それ以外の国の投資によるものがおおむね3000社としている（三菱総合研究所編『中国合弁企業一覧』1991年版、7頁）。このうち若干の独資企業、合作企業かどうか不明な企業を含めて1678社が同年版にリストアップされている。

以下では、『一覧』91年版にかかげられた日系企業639社を軸に述べる。中国の経済発展に及ぼす日本企業の役割という視点からすれば、合作会社の存在を無視できない。業務提携の方が無理なく貢献できるという面があるから

表3 中国における外資系企業 (単位：件)

	合 弁	合 作	100%外資	外資系企業計
1979～82年	83	793	33	909
1983年	107	330	15	452
1984年	741	1,089	26	1,856
1985年	1,412	1,611	46	3,069
1986年	892	582	18	1,492
1987年	1,395	789	46	2,230
1988年	3,909	1,621	410	5,940
1989年	3,659	1,179	931	5,769
1990年	4,093	1,317	1,861	7,271
1979～90年	16,291	9,311	3,386	28,988

資料：表1に同じ。

である。しかし、資料の制約から合弁会社に限って当面は分析を続ける。なお東洋経済新報社の『海外進出企業総覧』1991年版では、中国にある日系企業としては312社があげられているが、『一覧』の半分となっている(表4参照)。この違いは資料ソースの違いによるもので、中国側資料に強い『一覧』の方が実態により近いと思われる。

1 業種別分布

表5に示されるように、業種別分布では、製造業が66.0%を占めている。その中では、繊維・衣料が20.1%、電気機械が14.9%、化学品が12.8%、食料品たばこ等が11.8%で合計6割を占める。典型的な労働集約型産業に集中した発展途上国型の業種分布となっている。

非製造業のなかでは、サービスが18.3%と多く、そのなかでも情報サービスが3分の1を占めているのが特徴であろう。情報サービスが多いことは、コンピュータソフト製造をはじめ、中国の教育水準の高さを反映しているからである。

そのほかではリース、ホテルなどが多く、農業、漁業、建設業がほぼ同数でそれぞれ全体の2%余りをわずかに占めているにすぎない。ただし、これは合弁企業にかぎってのことで、これらの産業では、合作企業も多いことを

表4 在中日系企業の進出時期と業種

業種	中国	1975年以前	1976~80	1981~85	1986年以降	うち90年~
全産業	312	—	—	75	233	44
農林・水産業	10	—	—	—	10	1
鉱業	5	—	—	1	4	1
建設業	13	—	—	6	6	—
製造業	189	—	—	41	147	33
食料品業	22	—	—	4	18	2
繊維・家具業	36	—	—	5	31	7
木材・紙業	4	—	—	—	4	—
出版・印刷業	3	—	—	1	2	1
化学工業	23	—	—	5	17	4
石油・石炭	6	—	—	3	3	1
ゴム・皮革	3	—	—	2	1	—
窯業・土石業	3	—	—	—	3	1
鉄鋼業	4	—	—	2	2	1
非鉄金属	4	—	—	—	4	—
金属製品	9	—	—	2	7	1
機械	11	—	—	—	11	4
電気機器	32	—	—	8	24	4
輸送用機器	5	—	—	3	2	1
自動車・部品	2	—	—	1	1	—
精密機器	9	—	—	3	6	2
その他製造業	13	—	—	2	11	4
商業	19	—	—	8	10	2
卸売業	7	—	—	3	3	—
農林水産・食料	2	—	—	1	1	—
繊維製品	—	—	—	—	—	—
木材・家具・紙	—	—	—	—	—	—
化学製品	—	—	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—	—	—
ゴム・皮革製品	—	—	—	—	—	—
窯業・土石製品	1	—	—	—	1	—
鉄鋼製品	1	—	—	1	—	—
非鉄金属製品	—	—	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—	—	—
機械	1	—	—	—	1	—
電気機器	2	—	—	1	—	—
輸送用機器	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
精密機器	—	—	—	—	—	—
貿易・その他	—	—	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—	—	—
飲食店	12	—	—	5	7	2
金融・銀行	13	—	—	5	8	2
証券・投資	—	—	—	—	—	—
不動産業	8	—	—	1	7	—
運輸業	4	—	—	2	2	1
サービス業	51	—	—	11	39	4
株式保有・その他	—	—	—	—	—	—

資料：東洋経済新報社『海外進出企業総覧』1991年版。

表5 業種別合併企業内訳
(単位：件、%)

業種	日本	米国	総計
農業	16	8	39
林業	—	—	—
漁業	13	3	27
鉱業	4	12	28
建設業	13	6	31
製造業	422	404	1,243
食料品たばこ等	50	44	157
繊維・衣服	85	31	166
木材・家具	19	11	45
パルプ・紙	2	3	9
出版・印刷	10	6	21
化学製品	56	79	214
皮革製	15	25	62
窯業	18	26	57
金	28	30	78
一般機械	16	25	64
電機機械	63	69	195
輸送機械	13	11	50
精密機械	28	18	59
武器	18	27	66
電機・ガス等	1	—	3
運輸・通信	11	6	39
卸売・小売	22	7	38
金融・保険	6	—	12
不動産	14	2	18
サービス業	117	42	199
リース	23	1	29
ホテル	27	7	48
レジャー	14	1	16
情報サービス	39	25	72
他サービス	14	8	34
不明	—	1	1
合計	639	491	1,678

資料：表1に同じ。

表6 合併企業の進出地域

		日 本		米 国		総 計	
			%		%		%
直轄市	北 京	111	17.5	62	12.7	235	14.1
	上 海	100	15.7	70	14.4	238	14.4
	天 津	56	8.8	35	7.4	133	8.0
	小 計	267	42.0	167	34.5	606	36.6
沿海地域	広 東	86	13.5	74	15.2	256	15.4
	海 南	4	0.6	3	0.6	17	1.0
	福 建	33	5.2	19	3.9	97	5.9
	河 北	6	0.9	16	3.3	33	2.0
	江 蘇	60	9.4	59	12.1	160	9.7
	遼 寧	81	12.8	28	5.7	144	8.9
	浙 江	21	3.3	12	2.5	55	3.3
	広 西	2	0.3	2	0.4	10	0.6
	山 東	28	4.4	28	5.7	87	5.2
	小 計	321	50.0	243	49.4	859	51.8
内陸地域	安 徽	2	0.3	12	2.5	17	1.0
	甘 肅	—	—	1	0.2	1	0.1
	貴 州	1	0.2	2	0.4	5	0.3
	黒 龍 江	4	0.6	9	1.8	22	1.3
	湖 南	2	0.3	7	1.4	13	0.8
	湖 北	2	0.3	8	1.6	17	1.0
	河 南	3	0.5	7	1.4	20	1.2
	寧 夏	—	—	2	0.4	4	0.2
	陝 西	6	0.9	2	0.4	14	0.8
	山 西	1	0.2	2	0.4	5	0.3
	四 川	10	1.6	9	1.8	24	1.4
	新 疆	5	0.8	2	0.4	8	0.5
	雲 南	2	0.3	2	0.4	5	0.3
	青 海	—	—	—	—	—	—
	内 蒙 古	3	0.5	2	0.4	11	0.7
	吉 林	6	0.9	6	1.2	18	1.1
江 西	—	—	6	1.2	9	0.5	
チベット	—	—	—	—	—	—	
小 計	47	7.4	79	15.9	193	11.6	
合 計	635	100.0	487	100.0	1,658	100.0	

資料：表1に同じ。

看過してはならない。

2 地域分布

表6に示されるように、日本の合弁企業の42.0%が北京、上海、天津の直轄市に集中している。直轄市への集中は、日本ほどではないが、欧米でも同様である。ついで沿海諸省がちょうど半分を占めており、膨大な面積を擁する内陸諸省はわずかに7.4%を占めているに過ぎない。これは中国の経済発展の地域不均衡を反映しているというよりも、それ以上に沿海諸省が戦略的なリーダー地域に指定され、外国企業に開放された地区が集中したからに他ならない。沿海地域では広州、深圳、珠海、汕頭を擁する広東省が12.3%、日本企業が集中する大連を抱える遼寧省が12.8%、南通、連雲港をもつ江蘇省が9.4%と相対的に高い集中度を示している。

3 投資規模と合弁期間

表7に示すように、投資規模（資本金あるいは投資額で表示されている）は100万ドル以下が49.7%とほぼ半数を占めている。1000万ドル以上は9.6%である。これを米国の100万ドル以下40.6%、1000ドル以上10.3%と較べてみると、大規模投資では遜色ないが、100万ドル以下の小規模投資が多いことが分かる。

そして米国の場合、300～999万ドルの投資が24.0%とほぼ4分の1を占めるのに対して、日本は16.2%であり、日本は小規模投資と大規模投資とに両極化する傾向があるともいえよう。もっともこれは発展途上国への投資に共通して見られる傾向である。

表7 合弁企業の投資規模

資本金万ドル	日本	米国	総計	資本金万ドル	日本	米国	総計
～100	285	183	641	1000～2999	39	28	116
101～299	141	114	353	3000～	16	18	79
300～499	45	58	151				
500～999	48	50	145	合計	574	451	1,485

資料：表1に同じ。

中国の場合、合併企業は合併期間を定める例が多い。満了と同時に資本金は清算されることになり、満了以前に減資、回収することはできない。資本主義圏の合併企業の場合、合併契約は当事者を拘束するが、国家から契約内容に対して拘束を受けることは少ない。これは中国の場合の特徴である。表8に示すように、9年までの期間は、2.1%と少なく、10年が32.4%、15年が27.5%、20年が16.1%となっている。こうした分布は米国ともさして変わりはない。

表8 合併期間

合併期間	日本	米国	総計	合併期間	日本	米国	総計
1～9年	10	7	22	21～24年	4	2	6
10年	149	144	411	25年	10	14	45
11～14年	49	29	117	26～29年	—	—	2
15年	124	116	349	30年	15	22	51
16～19年	19	12	36	31年～	3	0	11
20年	74	76	220	合計	457	422	1,270

資料：表1に同じ。

第2節 山東省における日系企業の現状

(1) 直接投資概況

山東省における直接投資は、次のようになっている。

1990年末までの直接投資累計額は8億2550万ドルである。ここには石油開発は含まれていない。このうち合併企業が56.4%、合作企業が38.1%、独資企業が5.5%である。1990年を見ると合併企業が17.8%、合作企業が79.5%、独資企業が2.7%となっている。1990年投資は、これまでの累計額の28.2%を占めており、山東省も全国並(29.7%)の投資を受け取ったことが示され

ている。しかし、本統計によれば、全国的にみれば、減少傾向にある合作企業が90年には309社と急増している。

以上は契約ベースであるが、これを実行ベースでみれば、累計で3億8963万ドルで、契約ベースに対する割合47.2%と全国平均よりかなり低い。1990年の1社当り実際投資額（実行額を利用）は、合資企業で22.0万ドル、合作企業で39.1万ドル、独資企業で123.7万ドルとなる。

(2) 日系合弁企業

山東省における合弁企業数は、『一覽』によれば、日系28社、米系28社、その他31社の合計87社である。中国全体に占めるその比率は、日系が4.4%、米系が5.7%、合計で5.2%である。表9では許可企業数が525社となっているので、残りのほとんどが香港・マカオとの合弁企業ということになる。

日系28社に『総覽』の1社を加えた29社について、以下述べよう。

表9 山東省における外国直接投資 単位：100万ドル

	1990年		累 計	
	企業数	金額	企業数	金額
合弁企業	40	41.5	525	465.3
合作企業	309	185.0	372	314.5
独資企業	17	6.4	37	45.7
総 計	366	232.8	934	825.5

資料：『山東統計年鑑』1991年版。

1 業種

日系合弁企業の業種は、表10に示すように製造業21社、非製造業8社である。農業、漁業、それに製造業の食料を加えると10社で全体の3分の1を越える。これは山東省が中国随一の食料生産を誇ることに、長い海岸線に恵まれ豊富な水産資源をもっていることと無縁ではない。

農業ではキリンビールとトキタ種苗が青島種苗会社と合弁で野菜・花卉の育種育苗を行っている。鉱業は、日商岩井と日揮が山東省兗州鉱務局と進め

ている石炭液化プロジェクトである。サービスはホテル、リース、レジャーである。食料製造業は1社を除けば、水産物加工である。衣服は、ボブソンとニチメンがデニムの縫製を行っている。

化学品では、ライオンが共栄商事とともに青島市経済技術開発区工業発展総会社と合弁で歯磨き・歯ブラシ・口中清涼剤の生産を行っている。鐘紡も中国側3社と漢方薬の製造販売を行っている。窯業は、三菱鉱業セメントが煙台建材進出口会社と年産150万トンのセメント工場建設である（企業化調査段階）。一般機械は食品機械、電気機械は電子部品、精密機械は内燃機関用濾過器の製造である。その他は文房具などである。

表10 日系合弁企業の業種 単位：社数

農 業	2	製 造 業	21		
漁 業	2	食 料	6	窯 業	1
鉱 業	1	繊維・衣服	2	一般機械	1
サービス	3	木材家具	1	電気機械	1
		化 学 品	5	精密機械	1
		皮 製 品	1	その他製造	2

資料：「一覧」、「総覧」。

2 投資規模と合弁期間

表11が示すように、15社57.7%が100万ドル以下の投資である。300万ドル未満では85%となる。投資額が500万ドルを超えるのは、昭和リースと青島租賃公司等中国側3社が合弁のリース会社と鐘紡出資の漢方薬製造会社それに日商岩井等出資の石炭液化プロジェクトである。3000万ドル以上を予定しているセメント工場はまだ調査段階（90年末）である。

表11 合弁企業の投資規模

～100万ドル	15社	500～999万ドル	3社
101～299	7	1000～2999	0
300～499	0	3000～	1

資料：表10に同じ。

合併期間は、表12に示すように、10年が最も多く、ついで20年、15年の順となっている。20年を超える1社と少ない。期間が明らかな企業は全部で19社と少ないために、はっきりしたことは結論付けられない。

表12 合併期間

1～9年	0社	21～24年	0社
10年	7	25年	1
11～14年	2	26～29年	0
15年	3	30年	0
16～19年	1	31～年	0
20年	5		

資料：表10に同じ。

3 青島への集中

表13が示すように、もっとも早く沿海開放都市に指定されインフラがしっかりしている青島、煙台に58.6%、24.1%が集中している。そのほかの都市はそれぞれ1社散在するだけである。それは強力な外資誘致政策に支援されない限り、中国が進出先としてはまだ魅力に乏しいことを示している。

表13 合併企業の所在地

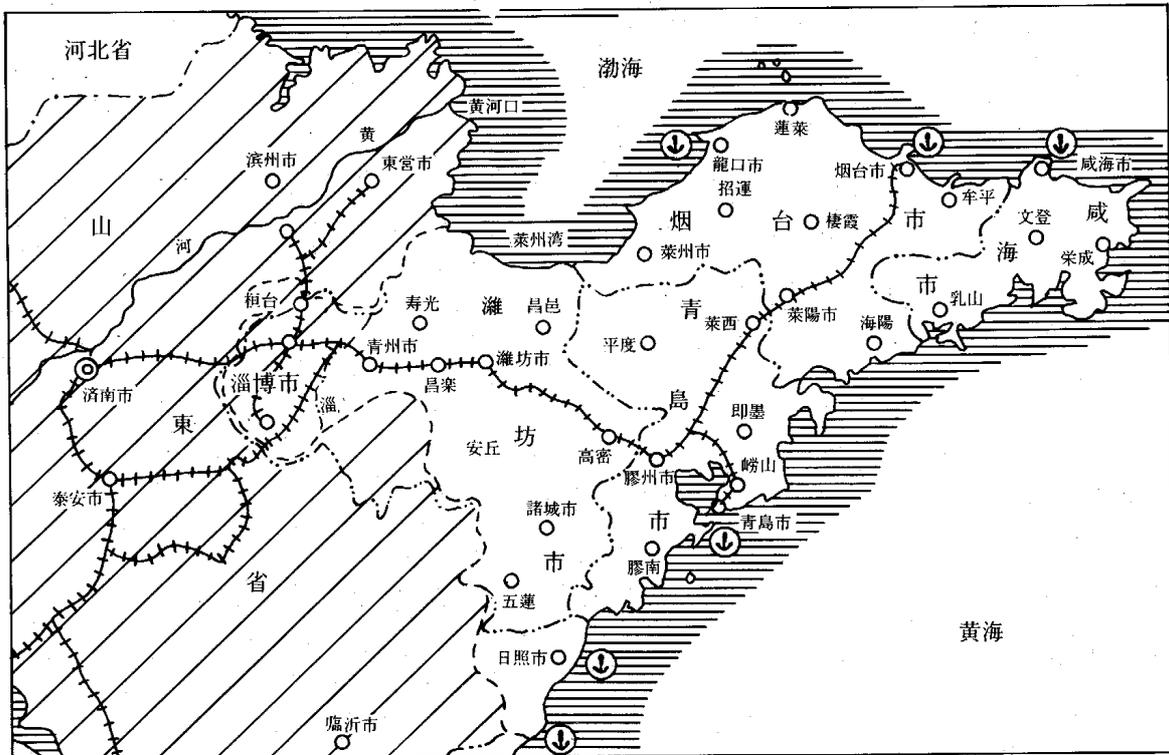
青島	17社	維坊	1社
煙台	7	涸博	1
済南	1	日照	1
萊陽	1		

資料：表10に同じ。

(3) 山東省の経営環境—青島市経済技術開発区を中心に—

山東省に進出している日系合併企業は、29社に関する限り開放都市に存在している。表13の青島、煙台以外の都市も、山東半島沿海経済開放区（図1参照）に属するからである。また省都の済南市も現在では沿海経済開放区に指定されている。また表では日系合併企業がない威海市も沿海開放都市に

図1 山東省沿海經濟開放区



資料：中国国際經濟諮詢公司／中信出版社『中国投資総覧』第4版、研究社出版、1991年

入っている。

要するにこのような国が指定した開放都市になるということは、さまざまな行政権限が委任され、開発予算を優先的に配分され、国の政策の範囲で自主的な誘致政策が可能になることを意味している。政府の統制がきわめて強い「社会主義体制」下で外資が経営を持続しようとするれば、こうした開放都市や地域への進出が不可避であろう。

したがって、以下では青島市を例にして進出企業の経営環境という面から取り上げてみよう。

1 青島

青島は、戦前はドイツの租借地で、旧市の膠州湾に面した一等地にはドイツ植民地時代の同じ色調、デザインの建物、街並みが広く残っている。

『青島概況』（青島市对外文化交流協会編、1991年5月）によれば、現在の青島市は面積1万平方キロつまり日本の37分の1で、人口666万人。落花

生、綿花、果物、野菜などの農業をはじめ大理石、花崗岩、ジルコン、ゼオライトなどの鉱業、水産業が盛んである。工業は、繊維、ゴム、化学、機械、電子、計測器機など比較的揃っており、青島ビール、乾白ワイン、鎊山ミネラルウォーターなどブランドの確立した製品をもっている。青島市は、港湾施設が比較的よく発展しており、1990年の貿易額は47億1000万ドルにものぼっている。また青島市は風光明媚な海岸線と温暖な大陸性季節風気候を活かした観光産業にも期待をかけている。

外資の進出は、全部で174社あり、うち90社が操業を開始している。他にも51の外国金融機関、商社が支店・支社・駐在員事務所を開設している。青島市への進出は、経済技術開発区とその他の地域に分かれているが、開発区外の操業が大半である。開発区は、旧市から30分（フェリー15分）ほどの膠州湾西岸にある。便数は多いが、開発区の企業が増えれば、不足することになる。

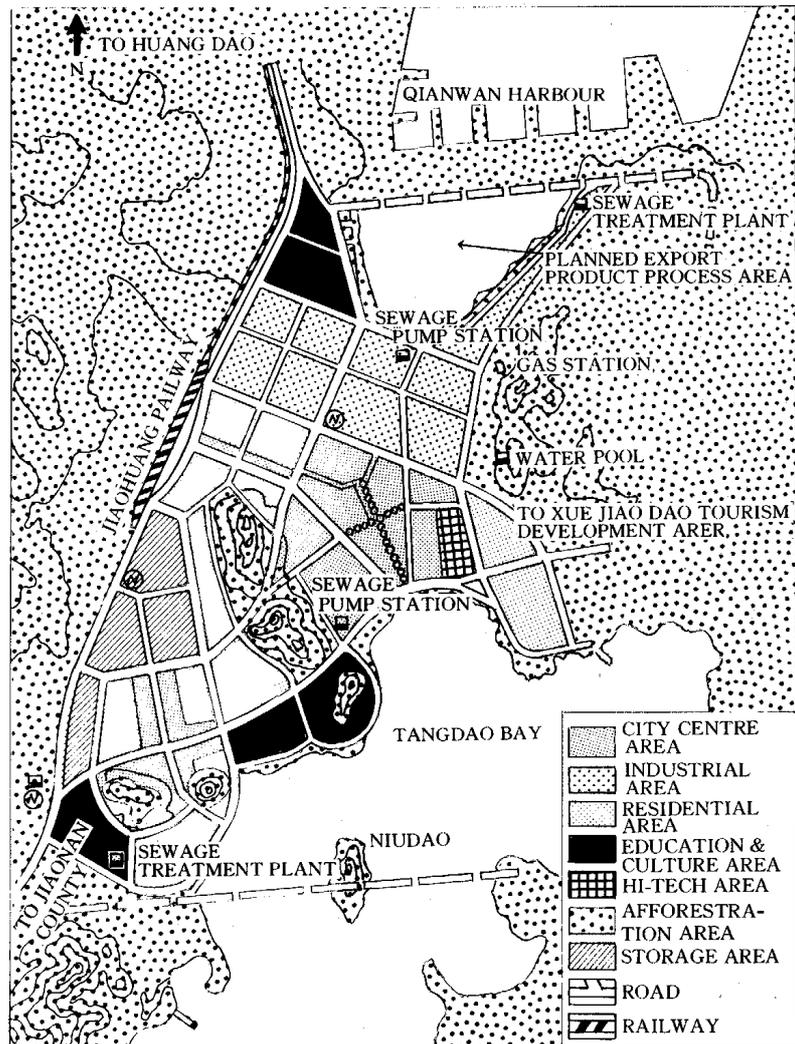
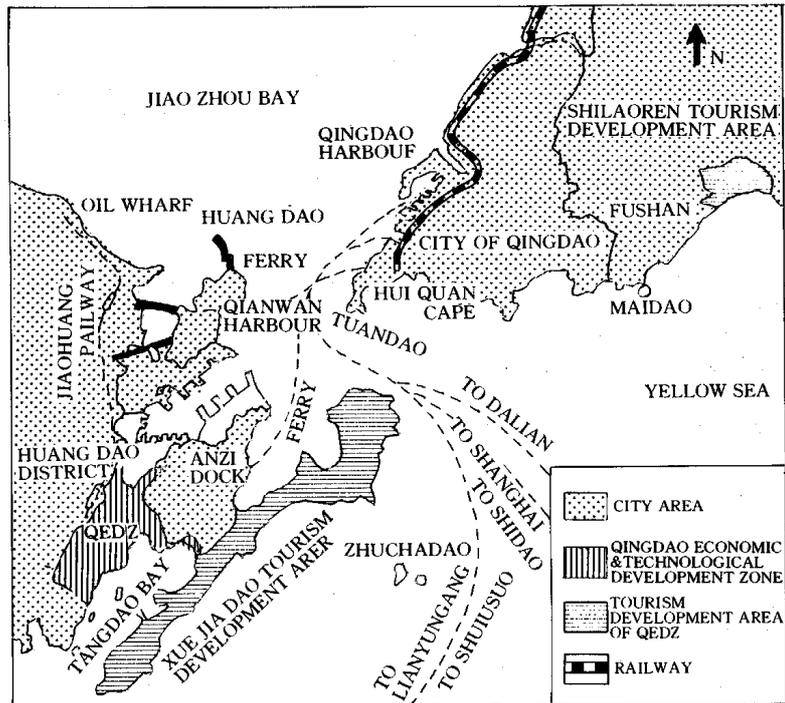
2 経済技術開発区

開発区の第1期開発はほぼ完了し、工場建物、倉庫、生活サービス施設を含む26万平方メートル（約7万9千坪）が使用可能になっている（図2参照）。そして6平方キロ（約182万坪）の次の開発が始まっている。外資系企業の入居契約は31社のうち22社が操業している。そのうちの2社の日系合弁企業の工場見学を行った。

技術開発区においては、外資系企業は法人税、工商統一税（以下統一税）の軽減、免除の優遇が与えられることになっているが（国務院暫定規定1984年12月施行）、『青島投資指南』（青島市経済技術開発委員会編、1991年）によれば、青島市では次のような優遇措置を与えている。

- ①外資系企業は法人所得税を15%に軽減される。
- ②契約期間10年以上の外資系企業は10年間地方税を免除される。
- ③総生産額の70%以上を輸出した企業の法人所得税は10%に軽減される。
- ④立ち上がりの段階で税支払が困難な企業に対しては法人税、統一税を減免することがある。

図2 青島市と經濟技術開發区



資料：青島市經濟技術開發区管理委員會編
『青島投資指南』

- ⑤外資系企業の外国投資家の送金税を免除する。
- ⑥外資系企業の輸出用及び自家用の輸入品への関税及び統一税を免除する。
- ⑦外資系企業の不動産税を5年間免除する。
- ⑧外資系企業はボーナス税、都市建設税、同維持税を免除される。
- ⑨外資系企業は固定資産の加速度減価償却を認められる。

これらの税制上以外にもさまざまな優遇措置が用意されている。例えば、外資系企業に対する用水、電気、蒸気、輸送通信手段の優先的保障およびそれらの中国企業と同価格の保障といったこと、また外資系企業の経営機構、従業員の募集、職員の雇用に対する不干涉等である。

開発区においては、土地は10年単位の賃貸である。期間が長いほど単価が高くなり、物的生産に携わらない事業に借りる場合も高くなる。例えば、工場を立てるために20年間、1000坪の土地使用权を購入したとすると、1991年価格で1平方メートル99元×3300=326,700元、1元25円として816万7500円である。もし10年なら188,100元ですむ。もし派遣社員用のアパートを10年間建てれば、283,800元である。

3 環境評価

青島市は山東省の代表的な開放都市である。街並みも美しく、気候も温暖である。にも係わらず、外資系企業は多くない。それは外資の環境評価が低いことの反映であろう。

中国の開放都市間に外資に対する優遇措置に大きな差異はないと考えてよい。したがって、差異はインフラストラクチュアの整備の度合、現地における支援産業の発展の程度、それに現地行政機関の能力や意欲の違いといった要素が、外資系企業を誘引する力の差になろう。

インフラの点では、青島市への交通アクセスが悪いことが最大の問題であろう。戦後の多国籍企業の発展がジェット旅客機の普及によっていることは多くが言及している。多国籍企業に限らず、先進国企業の人的コストはきわめて高くなっているから、青島市に行くのに北京や上海経由（中国の場合ま

だ接続に不安があることは現地ヒアリングでしばしば聞いた)で余分な1日がかかることは大きなコスト負担である。ちょうど国内でも高速道路インター周辺や空港周辺にオフショア型工場ができるように、青島市に直接国際便が飛ぶようになれば、外資系企業は急速に増加するだろう。

明らかに、北京、天津、上海と較べれば、また大連などと較べても支援産業は未発展である。このことはスクレードライバー型工場に徹するか現地素材加工型の低付加価値工場を選ぶかしかないとを意味している。こうしたことが多くの日本の先進企業にとっては青島市を魅力のないものにしてるのである。

現地行政機関の能力や意欲を評価したり、他の開放都市のそれと比較する資料も能力も我々にはない。ただ現地調査で奇妙に感じた点を一点付け加えておく。我々は山東大学との共同調査を行ったわけだが、地元の対外経済貿易委員会は我々を「外商」として扱い、1人1日200元の案内費用その他の高額な費用を頑として要求し続けたことである。これと同様なことは大連市でも起こったから、青島市に限ったことではない。しかし煙台市ではそうではなかった。これは対外経済貿易委員会が配下に投資コンサルタント会社を設立し、我々を有料コンサルタントの対象に仕立てあげたことから生じているらしい。初歩的な混同としかいいようがないが、現地機関の問題の一端を覗く出来事である。

第3節 今後の課題—訪問調査からの示唆

中国は、アジアに残る最後の閉ざされた大型市場であった。この市場の開放は、日本の海外直接投資に新たな特徴をつけ加えつつあるといっても、まだ対中直接投資は統計上大きな位置を占めてはいない。1990年度の直接投資額は3億4900万ドルで日本の直接投資総額の0.6%を占めるに過ぎない。90年度末までの累計額をみても28億2300万ドル、0.9%に過ぎない(いずれも

大蔵省届出額)。

したがって人口8千万人、面積が日本のほぼ4割にあたる山東省の経済発展に与える影響もマクロ的には限られたものかもしれない。しかし、我々が現地調査で見聞したことから推論すれば、日中の経済交流、とりわけ企業進出の与える影響は数字が与える印象よりはるかに大きい。

企業はある意味では文化の塊のようなもので、つくられるモノがその企業をとりまく文化を反映しているし、づくり方も文化を反映している。貿易はモノだけによって文化を伝えて行くが、企業進出はづくり方によっても文化を伝えていくのである。したがって現地文化の—当然現地経済も—破壊・変容効果は明らかに貿易より大きい。

例えば、現地でのヒヤリングによれば、済南市にある従業員8000人の中国軽騎集団・済南軽騎総廠は、日本の鈴木自動車とバイクの技術供与協定を結んでいる。設備、部品、技術は鈴木が供与し、年間3度鈴木に工場長をはじめ中高級管理者合計200人が研修に派遣されている。ここでの生産管理技術は鈴木に習ったものでTQCやZDも当然のように行われている(中国風に改変されて)。同社は政府の優良工場、優良製品の表彰をうけ、いわば経営は順風満帆である。山東省のバイク産業は鈴木と提携した同社がリードしていこうし、ここでの生産管理技術や経営管理技術は他の工場や会社に伝播し、「社会主義的管理」を陳腐化していく。それだけでなく、洗練されたスタイルとデザインをもつ同社のバイクは山東省の若者の欲望を膨れ上がらせ、大衆的なバイク市場を国内に形成するようになるだろう。そしてそれは、やがて自動車への欲望を引き出していくことになるだろう。まさに日本がかつて通った道である。

このような推論があながち間違っていないとすれば、日系企業の進出を両国の経済交流を促進するものと手放しで賞賛してはおれない。中国側も日本側ももつと政策的配慮が企業進出に関しても必要になるだろう。

中国の市場の巨大さと潜在的成長力は、日本企業にとって強力な投資誘引となっていくことは明かである。対中国投資の進展とその結果生じうる中国

の政治経済と日本の関係の緊密化は測り知れない影響を、日中経済のみならず世界経済に及ぼすことも同様に明かである。